

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を
改正する規則の制定について

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の表健康給食推進室の部に次の1号を加える。

（7）学校給食センターに関すること。

附 則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

制 定 理 由

学校給食センターの新設に伴い、健康給食推進室の事務分掌に学校給食センターに関することを加えるため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条～第3条 略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>健康給食推進室</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 給食指導に係る調査及び企画立案に関すること。 (2) 学校給食に関すること。 (3) 公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。 (4) 中学校給食の実施に係る調査、計画及び整備に関すること。 (5) 中学校給食推進会議に関すること。 (6) 中学校給食を活用した食育の推進に関すること。 (7) <u>学校給食センターに関すること。</u> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条～第3条 略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>健康給食推進室</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 給食指導に係る調査及び企画立案に関すること。 (2) 学校給食に関すること。 (3) 公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。 (4) 中学校給食の実施に係る調査、計画及び整備に関すること。 (5) 中学校給食推進会議に関すること。 (6) 中学校給食を活用した食育の推進に関すること。 <p>(以下 略)</p>